

議案第36号

石垣市監査委員条例の一部を改正する条例

石垣市監査委員条例(昭和47年石垣市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に、「第199条第6項」を「法第199条第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定中「第199条第6項」を「法第199条第6項」に改める部分の改正規定は、公布の日から施行する。

令和6年2月26日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

令和6年4月1日施行の地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。また字句の所要の改正を行う。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市監査委員条例(昭和47年石垣市条例第48号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第2条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第2条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p>